益 法 人 法 論(二一)

林

壽

(-)項 目

公益法人法の成立と展開 公益法人法の沿革 (本号) 公益法人法の性格 (前号)

(;)

公益法人法と国家及社会 公益法人法の分類、体系(本号)

- 田 公益法人法の展開
- 二 公益法人の事業
- → 公益事業と収益事業

公益法人の組織と経営

- | 資産の構成と経理
- 四 公益法人の将来
- 臼 公益法人法の沿革①

法相互間又は事項相互間の精神作用の聯関にまでは、唯後者について後に(一岡公益法人法の展開)少しく触れ るのみで、及び得なかった。 本稿では公益法人法の沿革を三期に分けて考察することにした。

公益法人法の歴史を民法制定以前に遡って考察することは本稿の任ではない。又、以下述べるところに於ても

第一期は明治二九年の民法制定から昭和十四年の宗教団体法制定の前迄の凡そ三〇年間である。この期間に於

場法、公益質屋法、 ける公益法人法としては民法の規定のみであり、その他、民法法人の規定を規整利用するものとして中央卸売市 諸種の学校令及び法人の監督規定としての文部省令などがあった。 しかし、 此の期の終りに

近づき、民法法人の数的、質的増加の内には、後に特殊法人法として民法から分立するものの萠芽がひそかに育 っていた。

|期は宗教団体法の制定から昭和二〇年の宗教法人令制定の前迄の凡そ六年間である。 公益法人法論 (11) この期間に制定され

147 -

どであった。 たのは宗教団体法と大日本育英会法であり、法人の取扱法規として、許可認可事項等熍時措置法及その施行令な 何れも戦時という異常な環境の中に生れたもので、 多分に政治的意図がうかがわれた。そして、こ

つれて自治法規を変更した。政府はこの期間法人の監督を強め、 法人の性格を持つ所謂外郭団体が行政府の力によって多数生れ、 れらは後に多く制定される公的公益法人法の端緒であった。又、この期間には、民法法人でありながら公的公益 広く統制力を及ぼした。 後、消えた。爾余の民法法人も亦、この態勢に

第三期は宗教法人法制定の時以後である。 この時期に於ては (イ) 憲法が個人に対して認める文化的、

経済

148

畃 社会的 生活の自由及平等の保障の役割を担うものとしての公益法人の重要性が確認せられ、これに応ずる多

事業主体の代行機関化の懸念さへ生ぜしめる所謂形式的公益法人法 を図ると共に、法人の合併を容易ならしめる立法(例、宗教法人法、 くの立法がなされた。又(ロ)政府は法人の経営不振を重視して、国家又は地方公共団体の経済的援助の合法性 私立学校振興会法、社会福祉事業振興会法)が現れた。更に(ハ)民法法人の形態を利用して、 (例、 社会福祉事業法)と分業を立法化するもの 自転車競技法、 小型自動車競技法 他の公益

文化事業会「明治文化史」五五一頁)とされる。但し、町会所、寺社が現時のような公益法人の性格を持っていたか否 あろう(原田慶吉「日本民法典の案描」二五頁)と謂はれる。日本に於ても個有の公益的法人がなかったわ けで は 公益法人と営利法人の区別も十八世紀末期迄は見られなかったものであって、近世になって特に強調せられたもので 例へば町会所、 寺社の如きは江戸時代から明治に至っても、 財団法人的性質を持っていた(財団法人開 国百年記念

かは不明である。

A 第 期 民法制 定から宗教団体法制 定の前迄

及仏堂」は財団的、 ものと思はれる。このとき民法は「宗教、 民法が制定された当時は我国も 且つ、法人の設立は法律の規定によってのみ為し得るとした。 社団的両性格を持っていて、これを社団若は財団の一方に格付けしてしまうことは実質、 「公共心ノ発達及ビ経済上ノ進歩ニ因リ法人設立ノ必要大ニ増加シ」①ていた 慈善、 学術、 技芸其ノ他公益ヲ目的トスル」事業は民法法人の目 但し「宗教」の中でも 「寺院、 神社、 秱 的 実 字 た

教の自由をうたっているに拘らず、 体に添はない (篠原 義雄 「宗教法人法の解説」) 国策の建前から「宗教」に非ざるものとして、 という考へもあったし、 叉、 「神社」は帝国憲法第二八条が信 当分の間② 一寺 院 神社、 酮

宇及仏堂」は民法法人となり得ないものとなした(民法施行法二八)③。

法人の設

立は自然人と異なって、

(民三四)

監督

(民六七、五九、3)等を主務官庁の任務とした。

法律の根拠を欠くことが出来ないとする(民三三)と共に民法は法

属する法人の設立及監督に関する規程」をつくり(それは後 法人の設立に際してなすべき申請書及その添附書類の 方 式、 登記報告、 昭和一一年及昭和二七年 定款又は寄附行為変更認可 に改正された)、 車 請 書の 要

を処理するために夫々省令その他の監督規定を制定した。

例へば、

文部大臣は明治三二年に「文部大臣

の主官に

かくて主務官庁は、

その権限内の

事務 訍

人の

立

149

法人の基本財産の処分方法、 予算決算報告、 法人の常備すべき諸帳簿、 必要書類の経由庁等を規定した。 更

監督に関する規 文部大臣は法人の財産の範囲を指定し④、 程第五条の 基本財産の指定」 (昭和一一 之を明確ならしめるため「文部大臣の主管に属する法人の設立及 年文部省告示)を制定した。 各主務官庁もこれらに類似

公益法人法論 (二)

する規定を夫々制定した。

公益法人法論(二)

よっても為し得るものとされた(同法一)。 大正十二年に至って、中央卸売市場法が制定され、中央卸売市場の開設は地方公共団体と並んで、民法法人に 此の場合、斯る法人に対しては、その設備に要する経費の一部分は

地方公共団体が補助出来るものとした(同法八)。 これによって、民法法人の公共性が取り上げられると共に、

それがやがて民法法人の社会的地位を高めるに役立った。この法律が出来るまでに、 東京都内の民法法人数 昭

東京都総務局特別調査課調、関潔「公益法人大観」九三五頁以下から集計)は四一で、

和二六年六月現在、

平均設立数は一、七であった。 和二年に至り庶民の経済的困窮を救う一助に公益質屋法が制定せられ、同法によって公益質屋の経 営は

地

方

150

助するものとなした。大正十三年以来、 公共団体と共に民法法人によって行い得るものとし⑤、この場合も設備に要する経費の一部を地方公共団体が補 (関潔前掲書より集計) 毎年平均四、三の設立数であった。 同法制定の年までの四年間に設立された東京都内の民法法人数は十七で

- 2 1 当分の間といっても「寺院」が法人格を取得したのは昭和十四年の宗教団体法制定まで(同法二条「寺院 「民法改正理由書」第二章法人。 は 法
- も仏堂も財団的の法人として取扱っていたようである。 「神社」に至っては昭和二〇年の宗教法人令制定までであった。但し判例その他、取扱上は寺院
- との権衡上法人とならなかった (文部省「学制八十年史」四三〇頁)。

キリスト教会その他の宗教団体には民法施行法二八条の適用がなく、従って民法法人となり得たのであるが寺院など

3

4 当時の私立学校の経営主体は原則として財団法人でなくてはならなかった(私立学校令二ノ二、大学令六、高等学校

現在では社会福祉法人が公益質屋を経営し得ることになった(社会福祉事業法二)。

宗教団体法制定より宗教法人令制定の前迄

て戦時体制に入った。このとき思想統制の一役を担ひつつ生れたのが宗教団体法であった。 第一次大戦後の高景気が下降し、 昭和の初めの世界的不況から満洲事変、 日華事変が起き、 宗教に関する法規は その後は国を挙げ

明治初年からでも多数あって、殊に宗教団体に関する法案は明治三二年以来、数度①に亙って立案、提出された 一度も成立しなかった。 しかし、所謂非常時局下に入るや、昭和十四年、 遂に宗教団体法が成立した。 同法は

三つの立法意図を持つとされる。(イ)明治初年以来の布告、布達、省令、訓令など三○○余の断片的規定の整理:

ある②。 書四三〇頁以下)。 ると共に、公安を妨げ公益を害しようとする行為に対しては、より厳重に取締らうとする、 (ロ)宗教法規の確立、 同法は又 「神社」は宗教に非ずとしてその適用外とし、 同法が宗教団体の統制を目指し、その結果如何なる役目を果したかは既に人の知るところで (ハ) 国家と共に生き、 国家と共に歩む宗教団体に対しては保護助成の道を更に拡大す 実際は国教的地位に置いて特別に保護育成し にある (文部省前掲

151

これらは当然宗教と認められたが、キリスト教は右の布達においては「神仏道以外の宗教」とされてい たので宗

た。更に神道教派と仏教宗派については根本規定として明治十七年の太政官布達があり、宗教団体法に

おいても

派は初め五六、後 教団体法によって初めて法人たる教団として公認せられた。これら宗教団体は、 よって設立された宗教法人数は同法廃止の年、 教師に対する再教育などが行はれ、 (昭和一六年)に合同して二八、神道教派一三、キリスト教団二であり、其の他は殆んど寺院 宗教の自由が実質的に侵されたのではないかと疑はれる。 昭和二〇年一二月までに凡そ八〇、〇〇〇とされ、 同法によって合併③、 その中仏教宗 宗教団体法に 規則 の

公益法人法論

明細帳登載の寺院と仏堂明細帳登載の仏堂であったのが寺院になったものであった。 教会は大部分非法人であっ

情勢特に経済事情によって強く影響をうけるが、育英会と称している民法法人又は育英事業を行っていると推察 た。 経済的に恵まれない優秀学徒の育英については古くから民間の団体があたっていた。 この事業の必要度も社会

(-)せられる民法法人数は大体左の通りである④。 東京都所在のもの

(=)明 昭和二年——一八年 大 昭和一九年—二六年 東京都を除く全国所在のもの 正 治 年 年 代 代 (一五年間) (一五年間) (一六年間) (八年間 \equiv 二七 六 100 % 11 % 42 % 38 % 8 %

(七年間) 八一 100 7 %

昭和一九年—二五年

計

昭和二年—一八年

(一六年間)

六九 八〇 一九

38 % 44 % 10 %

大

Œ. 治

年 年

代 代

(一五年間) (一五年間)

明

によれば、 明治年代から昭和一八年迄の各期間(各凡そ一五年)、 ₩は井ほぼ同じ割合で増加している。 数

右

らう。 減少しているのは学校が東京に集中したこと、及育英事業の対象が大学、高専の学生を主とするものが多くな において大正年 昭和に入ってからもこの増加はつづくが、 代が明治年代に比較して急増しているのは社会の風潮が向学的で学生数が増加して来たか 唯 東京所在のものが増しているのに反して地方所在のものが

六年教育の機会均等を狙い学資の貸与を行はんとして興亜育英制度を企図し、この要望に基き教育振興議 施設の必要を痛感した。 更に満洲事変以降国家有用の人材を養成するための国の期待は大きくなり遂に昭 員聯 和一 たこと等に因るものではないかと思はれる。斯る育英会の存在にも拘らず昭和の初からの不況のため

世論

は公共

とする民法法人の設立は東京都八、 民間の育英会の設立、 員の任免、 法が成立した。 が之に検討を加えて意見を発表し、翌一七年議会に於て文部大臣は国家的育英施設は可及的に実施するが、 八年度は暫定的に民法法人とし、一九年から法的措置を講ずる旨を答弁した。これに基き一九年大日本育英会 予算決算等政府の支配力が強く、実質的には政府の代行機関のような公的性質が強い。 日本育英会は形式的には所謂私法人と言い得ようが、 存続を拒むものではなくむしろその増強を望むのであるが、 その他の道府県で一三に過ぎない。 設立、 解散は法律の特別の規定を要し、役 同会成立以後育英事業を目 同会の存在 は

153

民法法人も非常時局下に入るとそれに強く強鬱され殊に大戦が始まると政府は所謂外郭団体⑤の設立、 援助

行

国家総動員の重要な彼割を演じさせた。この体制は、

やがてその他の法人にも波及し多くの法人は

自治

を 法

来

規を変更してそれに参加した。 戦争が苛烈さを加えるに至ると政府は事務の繁忙、 交通の不便等のため、 中央官庁の許可認可等の事項を出

公益法人法論(二)

務大臣の指定した事項に限り当分の間、地方行政庁に於て行うものとなした(同令四)。これに基き各省大臣はそ るだけ整理して、行政事務の刷新簡捷を図らんとして、昭和十八年に「許可認可等熍時措置法」、 「許可認可等爐時措置令」を制定し、それらの中で、法人が受くべき中央官庁の許可認可事項等については、 同 + 九

年

主 に

方行

二七年に全部改正、整理された)。 この許可認可等の権限を地方庁に移譲したため、公益法人の行政取扱が区 庁政が為すものとした(例へば、「文部省関係許可認可事項等临時措置令施行規則」四条。 の施行規則を制定しその中で特定の法人又は一定の法人のなす特定の行為以外の行為の許可認可事項等は地 但し、 同規則: は昭和

1 昭和二年の宗教法案は貴族院の反対にあって審議未了、 同四年の宗教団体法案も貴族院の反対で不成立、

同一〇年の

154

になったことは別にみる通りである。

- 宗教団体法案は議会に提出しなかった。
- (2) 第十六条 宗教団体法が如何に信教の自由を侵し得る余地のあるものか、一、二の規定を示そう。 宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タル
- ノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ許可ヲ取 消スコト
- 第十七条 他公益ヲ害スヘキ行為ヲナシタルトキハ主務大臣ハ之ヲ取消シ、停止シ、若ハ禁止シ又ハ機関ノ職ニ在ル皆ノ改任ヲ 宗教団体又ハソノ機関ノ職ニ在ル者法令又ハ教規、 宗制、 教団規則、 寺院規則若ハ教会規則ニ違反シ、

教師法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スヘキ行為ヲナシタルトキハ主務大臣ハ其ノ業務ヲ停

止

(3) 法―筆者)の教派宗派とみなされたが、その内部規則たる教規宗制は一年以内に文部大臣の認定を必要とした。この規 宗教団体の合同については、当時その主管省であった文部省は次のように云う。従前の教派、宗派は新法(宗教団法

の強制によったのではない。法律(宗教団体法―筆者)も合同を強いるものではない。合同は他の理由によっても機運 則認可を前に、教派、宗派の合同促進をした。宗派は五六が二八になり、教派は合同しなかった。この合同は政府当局

立場の擁護には大同団結以外に道なき理由もあって強い主体的動機をもって行はれた。然し、結果的にはやはり統制弾

殊に日本キリスト教団は、合同は教会本来の理想であり、単独では教団組織の許されぬ小団体の

がもたらされていた。

圧の下に生れたという色彩が濃厚であった(文部省「学制八十年史」四三〇頁)と。

覧」(昭、二六、一二、二〇現在)より集計した。但しこれら集計は、法人の目的事業等不明のため、その数も正確と 東京都所在のものについては、関潔前掲書より集計し、東京都を除く全国のものについては、文部省管理課「法人一

(5) ているようである。例へば文部省に於ては昭和十九年に外郭団体と考へたではないかと思はれるものに凡二 八 あっ た り込むなど、物心両面の援助をなし、団体亦政府の政策に協力しようとするものを指す。各省は夫々の外郭団体を持っ は云へない。ただ大体の傾向を知るには多少役立つと思はれる。 外郭団体と謂うのは、事業の公共性が強く、政府に於て補助金、 助成金等の交付又は政府所属官吏を団体の役員に送

在では次第に要件を制限して厳格に解釈されているようである。

(昭和十九年、文部省関係許認可事項等塩時措置令施行規則四条参照)。

但し外郭団体の観念は固定してはいない。現

⑥ 例、前掲⑤の文部省令。

(C) 第三期

——宗教法人令制定以降

十四年の宗数団体法は敗戦の年の十月GHQの「政治的、社会的及宗教的自由に対する制限の除去に関す **公益法人法論(二)**

155 —

により廃止せらるべき運命にあった。その後つづいて「国家神道、

保全、監督並ニ弘布ニ関スル覚書」(所謂神道指令)が出て、 神社は宗教として取扱はれることになった。

神社神道ノ廃止ニ対スル政府

ノ保

等と信教の自由の保障を強化し宗教法人の設立解散等に届出主義を採用し、神社も亦宗教法人たり得るものとし な固難な事情を考へて、 しかし、宗教団体法はその廃止による宗教団体の解体とそれに基因する財産処分、解散手続、免税等に関する色々 このため宗教法人設立数は著しく増加し、これを社寺教会などの単位団体についてみると二一 廃止に時間がかかり、 翌二一年宗教法人令の制定によって確定された。 同 年四七五二、 令は宗教の平

八で全体の六五パーセント、 |二年二三〇一、二三年一四八九、 仏教系二五八八で二七パーセント、キリスト教系五二三で一〇乃至二〇パー 二四年九四六、合計九四九一に及び、之を宗教別にみると、 神道系六二〇

すものとしてこれを恐れた政府は、既成宗教団体の協力を得て宗教法人法案を作成し、昭和二六年同法は成立 四で合計五九四、 毎年平均凡そ一二〇の新設である。しかし似而非宗教団体の発生は社会国家に悪影響を及ぼ 昭和二一年から二五年までの五年間についてみると神道系二二五、仏教系二一五、

キリスト教系三九、その

他

で新興宗教とは明治三四十年以降に発生したものを指す)の簇生も此の時期の著しい特長であった。

これには既成宗教団体で法人格を取得したものが多かったが、

所謂新興宗教

156

新興宗教を

其の他一七二であった。

た。宗教法人法は宗教団体法が宗教団体の統制に重きを置き、 物的施設の維持運営と宗教団体の自由な活動に着眼したが、宗教法人の設立の際の規則及びその変更、 宗教法人令が法人の自主独立性を極めて尊重した

地を与へることになった。宗教法人法による宗教法人数は昭和二七、一二、三一現在(文部省調査局宗務課 解散等につき行政庁の認証を得なくてはならないとした。これはやがて宗教法人に行政庁が干与し得る余

宣教師団、護持会、奉讃会)などは民法法人たり得ることは勿論であって、此の種宗教関係民法法人は、 宗教法人たることを肯じないもの、又は宗教に関連ある公益事業を行うもの 教団体数、 スト教系二、三六七その他四四七)である。なお、宗教の宣布、儀式の執行を行うところの宗数団体であっても、 教師数、 信徒数一覧」による)一七八、 六〇三(内、 神道系一○○、七○○仏教系七五、○八九 (例、寺院教会等の維持財団、 キリ

四年十一月には全国で七二一、東京都内で一四七であり(昭和二四、一一、一五文部省宗教課調査資料より)、 宗教関係学校法人数は昭和二六年四月には全国で二二五東京都内で九一である。 (昭二六、四、 一文部省宗教課

二の二で、私人にして中学校又は専門学校を設立せむとするときは、その学校を維持するに足るべき資産を具へ けて、 政府の私立学校に対する態度は消極的で法令に逸脱するものを是正する③という程度であ 校令四条)の経営者も亦それ相当の資産を持った財団法人でなくてはならないとした。明治から昭和の初め 財団法人を設立すべきものとした。 官公私立学校の区分のはっきりしたのは明治五年で①当時の私立学校は一人又は数人による経営が認められた 私立学校の経営者が財団法人でなくてはならないとされた初めは私立学校会(明三二年制定、 其の後大正七年に至り私立大学 (大学令六条) 又は私立高等学校 四四年改正) (福 (高等学 ĸ 田繁

157 -

の発展は目覚しかった④。 校経営者を主として考へられたものであった(中島太郎「教育行政要論」一二頁)。 この数の増大は必然に私立学校の組織、経営の変化、複雑化をもたらした。このため財団法人の規定を このため私立学校行政は、濫設の抑制、 教育活動の監視に重点が置かれた この時代における私立学校 (福田繁前

「私立学校の経営の実態と私立学校振興会、共済会八頁─一○頁)。

しかもこれはキリスト教学校等外国

|人の学

重視に基きこれを拡充したが、これがそのまま終戦になったのである。 事変以後は世を挙げて所謂生産力拡充時代に入り、私立学校亦、従来、経営に困難だとされた理工系学校の国 草されて議会に上程寸前にまでなって止んだ(福田繁、前嶋弥「私立学校法詳説」一一九頁)位であった。 戦争に因る学校の被害は、 教育 あ 面 日華 一は勿 O

以ってしてはこれに応ずることが出来ないため、昭和十八年には学園法案

(又は学団法案、学校法人法案)

が起

且つその自主性を強調するにある。このため、学校法人に対し役員選任の基準を定め、 することが望ましい、このためには学校法人法を制定すべきものとした。之に応じるものの如く、翌二二年には して教育と経営を調整し、役員数を一定数以上として少数専制を避け、一定数以上の同族が法人の経営者になる しつつ私立学校法を立案し、同案は二四年に国会を通過した。私立学校法の主眼は私立学校の公共性を強調し、 るような規定 教育基本法、学校教育法が制定され、それらの中に、私立学校の経営主体として学校法人法の制定が予想せられ 経営主体の健全な発達を助長しこれに公共的民主的性格を附与するため、これを民法法人とは別個の特 経営の面も莫大であった。ここに於て昭和二一年教育刷新委員会は、 (教育基本法六、学校教育法二)が設けられた。斯くて、文部省に於ては私学団体総連合会と連携 私立学校の基礎を確実にするには学校 校長を理事となすことと 莂 法

158

の三六、四三一に比しては少ないが然しその教育的意義は大きい。 中央卸売市場法及公益質屋法が夫々、 中央卸売市場及公益質屋の経営を民法法人か行い得るものとしたと同じ

援助をなし得る等とした。今、全国の学校法人一、一二八の経営する私立学校数は八、四三七で、官公立学校数 れた財産の行方を示し、法人は特定の収益事業をなし得、又地方公共団体が法人に対して公金の交付等の財産的 ことを妨ぎ、評議員会制を設けて法人の運営の公共性合理性を期し、残余財産処分方法を規定して公益に捧げら

自転車又は小型自動車の性能向上、 ような立法が、終戦後も幾つか行はれた。二三年に自転車競技法及小型自動車競技法が制定され、 品質改良又は海外宣伝をはかり、 併せて地方財政の増収をはかるため 地

同法により、

小型自動車競争会に委任が出来るものとした(自転車競技法一、一一及同法施行規則一九、 方公共団体は自転車又は小型自動車の競争を行うことが出来、その実施の事務を民法法人たる自転車振興会又は 同法制定の主たる目的は地方財政の増収にあるがその手段が公益を阻害し易い方法をもって行はれ 及小型自動車競技法

ることに対する非難は免れがたい。 現在、 全国 「の自転車振興会は三八、小型自動車競争会は一七と謂はれる。 しかも斯る手段のために公益法人の名を借りることは更に悪いと云はねばな

の夫れが八、 の外は民法法人が之をなし得るものとした。現在(昭、二九、一二、二二)民法法人の設置する公民館 般に関し社会教育法が制定された。 終戦前特に戦争中から学校教育と並んで社会教育の重要性が強調されていたが、 日常的な文化環境を与へ、彼らが欲するときに学び、たのしみ、集う施設として公民館の設置経営を市町 一二九に比し九であるとされる。 同法(二二、二一)は、一定区域内の住民で文化に恵まれ 又、社会教育法(五一、五〇)は文部大臣の与へる「通信教育の 昭和二四年に至り、 ない もののため 社会教育 は市 町

村

159

教育のための機関 は 採り入れられたものであって、その沿革は一般社会人を対象として組織的に行はれたのは明治十九年であると云 てきたこの種通信教育に資格と規整を与へた。 認定」を得るための通信教育は、学校又は民法法人に於てのみ行い得るものとして、従来民間法人が任意に行 :れる。右の文部省認定通信教育事業を目的とする民法法人は昭二九年一月現在九であるという。 (社会教育法九、 図書館法一)として重要な役割を果して来たが、 通信教育は終戦後、 教育の機会均等民主化への道として新制度に 従来の図書館令 図書館も社会 (昭八) O

公益法人法論(二)

代りに昭 みとなし 和二五年に図書館法が制定され、 (同法二)、 図書館の設置、 廃止の届出、 同法の「図書館」を設置し得るものは地方公共団体の外は民法法人の 図書館に対する国及地方公共団体の干渉、 補助金交付の禁止

示し**、** 月現在五六といわれる。 図書館事業等について規定した 教育的配慮の下に公衆の利用に供し、 又、社会教育施設の一として、歴史、芸術、 (同法二四、二六、三)。 その教養、 調査研究、レクリエーション等に資するための事業を行 図書館法による図書館を設置する法人は昭和二八年八 産業、自然科学等に関する資料を収集、 展

らない図書館又は博物館を民法法人等が設置し得ることは勿論である。 の法人により設置した「私立博物館」は昭和二八年一二月現在一三といわれる。なお、 う「私立博物館」 商工会議所は商工会議所条令(明二三)、商業会議所法(明三五)、 は博物館法 (昭二六)により、民法法人又は宗教法人が設置し得る(同法二)ものとした。 商工会議所法(昭二)、 図書館法及博物館法によ 商工経済会法

法人では当時(昭二八、七)現存する四○○余の商工会議所が本来の使命を遠することが困難であるとして、 年に至り米英系の主義を採る商工会議所法が制定され、商工会議所は民法法人とされるに至った。 工会議所の地域 的 総合団体としての特質を持たしめるため、 昭和二八に至り同法を全面的 に改正 其の後、 (通産 民法 南

等によって夫々時代の変遷はあったが、すべて公法人的性格を持っていたと云はれる。

然るに終戦後二五

昭

160

右

有するに至り 「商工会議所法の解説」四〇―八四頁)。 その地 (同法二六、 区の 商工業者の同意を必要とし、 _ 再び公的色彩の強いものとなった。 会員以外の者に対しても、 かくて商工会議所は、 復、 資料徴取、 所謂特殊公益法人に帰り、 同法施行当時 負担金 0 賦 課等 (昭二八、 の権 設立に際 利 な

一)四二七の商工会議所は組織を変更して同法の法人となることが出来る。

放送事業を経営するものとして設置された社団法人大阪、 東京、 名古屋の三放送局は大正一 五年に共同 して社

団法人日本放送協会を設立した。 当時、 放送協会は放送事業に関しては謂はば独占事業であり、 政 の府の物 心

重要な時局的役割を果した。 の援助を得い 事業は漸次拡張発展し、特に大戦中は政治又は思想宣伝、ニユース伝達、 終戦後に至りGHQ民間通信局から放送事業の根拠法たる無線電信法等の改正 娯楽慰問、 文化啓発

方が指示され、 終に放送法が二五年に成立した(萩宏、松田英一、村井修一「電波法、放送法、電波管理委員会設置法註解」一 これが起因となって同法改正案が数回に亙り、 又日本放送協会法案、放送事業法案が作成され、 整備

時代の社会的経済的状勢の変遷に応じて制定された種々の立法によって規整された。明治大正年代には 音楽団の維持又はそれらの演奏会の開催等をなすものとした(同法一、七、 置維持運営回放送番組の編集囚放送の進歩発達のための研究施設の設置⊝その他、 限普及し、 —七七頁)。 極 慈善其の他の社会事業を目的とする公益法人は初め民法によって設立された。然し、それら民法法人の事業も めて低い者のみを対象とし、 同法第二章には日本放送協会に関する規定を置き同協会は公共の福祉のために、 自由、 自主的な放送を行い得るものとし、 その救済は民間任意の慈善に任すという思想が根本をなし、 ①全国的、 地方的、 九。 国際的放送のための放送局 放送番組編集に必要な劇団、 国 放送が国民に最大 口の消極 自活 的 な態

161

る国民は八百万人と云はれたが、 母子保護法 それらは何れも根本に於て国の救済的、 (一二年) 軍事扶助法 その年の一二月GHQの指示により。 (一二年) 医療保護法 恩恵的考へ方に変りはなかった。 (一六年) 政府は国民の生活の保護及無差別 戦時災害保護法 終戦直後の公的扶助を要す (一七年) 等

三の立法がなされたが、昭和年代に入り各種の社会事業立法例へば、

救護法

(四年) 児童虐待防

止

度 力

定

五治ノ治諸

的とする民法法人の活動は停止するの己むなき状態になった。これら諸事情を契機として、社会福祉諸立法の共 は打切られ、 害扶助法(二二年)身体障害者福祉法(二四年)を制定した。然し、二一年には社会事業団体に対する公金援助 社会事業法の主たる任務 憲法との関連から公私分離の原則を考慮して、二五年に社会福祉事業法が制定され (同法一一等)は有名無実に帰し、かくて経済的困難のため斯る事業を目 た。 同 法 には第

に関する国家の責任を確立する計画の下に、生活保護法(二一年制定、後二五年改正)児童福祉法(二二年)災

性を高め、 六章に民法法人の規定の不備を補うため社会福祉法人に関する規定を置き、 もって法人の社会的信頼を得ようとした(黒木克利「現代社会福祉事業の展開」一二七頁)。 社会福祉事業の純粋性を保ち、 社会福

祉法人は生活保護、

児童福祉、

身体障害者福祉、

医療保護、

経済保護の「社会福祉事業」を行うことを目的と

同法の理

想 162

施行と共に民法法人となった。 本赤十字社の実体は既に明治一五年の博愛社に始まり、 当時から特別法の制定が待望せられていたが、 同二〇年には日本赤十字社と改称し、 後、 赤十字社事業の国際性と公共 同三一年民法

とする防貧が現実に果していつの日にか実現し得るであろうか。昭、二九、六、一日現在の社会福祉法人数

同法の規定には本稿の所謂社会経済的公益法人の進むべき方向を示唆するものに富む。然し、

法人の規定として今後の立法に多くの示唆に富む。 性の特性を生かすために昭和二七年に至り、 心両面に亘って援助を与へると共に法人の自主性を尊重すべきものとした。 日本赤十字社法を制定するに至った。 同法は社員の地 同法の規定は公益 位 を 明 確

私立学校の経営は原則として学校法人によるべきことは法(学校教育法二、教育基本法六)の規定するところ

案が出 校に対する特別の金融機関設置の運動が昭和二二、 で あるが、 来た位で その経営主体は、 あっ た。 当時存在していた財団法人私立中等学校恩給財団及財団法人私学振興会を母体として私 斯る情勢に鑑み、 大戦後、 戦災其の他の事由のため殆んど皆窮乏に陥った。 政府は戦災などの被害復旧及私学教育の助成援助その他 三年頃或はそれ以前から始められ、 二五年に私学金融公庫法 この実情をみて、 私学振 私立学 海の

般の向 立学校振興会法を制定した。 上のための助成、 援助事業をする本稿の所謂公的公益法人である。 私立学校振興会は私学の経営援助のための資金貸付事業を主とし併せて私学教育

を行うにとどまらず、 政府に代って私立学校行政の一部を担当する」(文部省前掲書六一五頁)というが、 文部省は「私学振興会は単に貸付業 これ

は同

会が政府機関で

あり、

従って公権力を持つという意味ではなく、嘗って文部省が私学に対して補助金の

め

和二七年に至り、

価の高騰等によってこれら民間事業の施設の修理、 福祉事業振興会法がある。 私立学校及学校法人に対して私学振興会が果すのと同じような役目を持って生れた 人に対し必要な資金を融通し、 終戦後は殊に社会福祉事業の重要性が加はったのに拘らず、 助成するために社会福祉事業振興会が之にあたることになった 改造等に困難を来した。 従ってこれの事業の経営者たる社会 (昭、 補助 二八年)もの 金の厳重な制 (同法 Ē 社

資金の貸付をしていたその業務と同じ業務を同会が目的とすると云う意味であらう。

規定の不備、 公益法人法の沿革 それに基く取引上の不安、 の概観は終っ 事業の不成績による社会の不信と政府の反省、 たが、 公益法人立法の質的 量的 増大化傾 间 の原因は、 公益事業の 民法 社 法 人の 会 的 必 織 的

公益法人法論

性

公益法人形態の国家的利用価値増加等により、

政府の公益法人政策が変遷したためと感ぜられる。

等二、二三)のである。

福祉

法

163

会

物

交付

公益法人法論(二)

- 1 明治五年文部省布達「学制」十四章。
- 2 明治一二年太政官布告「教育令」十九条。
- 3 4 例へば、これを(官公私立を含む)大学及学生数についてみれば左の通りであった(一九五四年版 明治三二年「私立学校令」七条。

「日本教育年鑑」

より)。

八九五(明二八) 学校数 学生数 一、六三〇

九〇五

(明三八)

(大 四)

四

九 乓

六九六

八 二 二

九一五 (天)四) 四〇 六九〇

九三五 (昭一〇) 七三、 七二、1111111 六〇一

九五一(昭二六) 11011 三一三、一五八

九四六

留二二

五八

(三)

公的公益法人法の分類、体系

なしに行はれたとは思はれない②。むしろ、基本的には民法の規定を根幹として展開したものであって、それら 治的社会的要請に応じて、逐次制定改修されたものと思はれる。 現行の公益法人法の制定は当初より計画的に行はれたものではなく①、 しかし、 民法の法人の規定から出発し、 斯うは云うもののこれら諸立法が系譜

時の政

が分化派生するに際しても他の立法又は一般理論を模範としたのは疑ない。従って、これら諸立法の間には或る

体系づけを行はなければならない。しかし法の分類、体系は非常に困難な仕事である⑤。第一、分類にはそれに 交錯の上に成り立っている。 に合体し又は合体せらるべき規範であり且つ存在である。 類型を見得るのではないか。 よる利益の招来も考へられなくてはならない。又、分類の基準が考へられなくてはならない。 立法作業は他の精神作業と同じく全くの独創的のものはなく③それは認識 解釈の仕事も同様である④。公益法人法を解釈するためには、これらの間 社会的事実に断層がないように、 一分野に於ける法体 第二に、法は事実 と創 に分類及 作

1 7th ed.p.539) も「英法は何ら容認せられた真正な秩序ある整頓の計画を持っていない。この体系の例証は、適当な分 斯うした例は公益法人法の場合とか、又日本の場合だけではない。 なお、本稿では、ここで所謂公益法人法の沿革を云うのであって、民法法人のそれ(例、原田慶吉前掲書十九頁―) 区別についての非常な無関心、 運沌についての余りにもの寛容さがこれを一般に示していると云っている。 例へば英国の法律書 (Salmond: Jurisprudence,

系は国法体系の一部分として考へられなくてはならない。これが亦至難の業である。

であるか否かの相異はあるとしても、必然的に何らか一般的理念に基かねばならないし、そしてこの理念又は原則に対 原則に基いていない、 して、法は多少共威厳を与へずにはおかない(A.V.Dicey:Law and Opinion in England, p.44)と云っている。 (中略)と考へる。しかしこれは間違いである。如何なる法も賢朗であるか暗愚であるか、

ダイシーは立法と輿論とに関連してではあるが、人々は屢々実用的と名付けているところの思い付きの立法は、

何ら

165

2

を云うのではない。

(3) た信念、加うるに世間の大多数の人達が信頼している仮定とも思はれないような或る根本的仮定につながる信念(一 ダイシーは前掲書②で、 二〇頁)とそして一人の思想家又は一連の学派の思想家達による創作 originality, inventiveness によって影響 立法の際の輿論というものは、世間に行はれている確信、感情、

いろいろの原則、

公益法人法論(二)

法人法論 (二)

される(二二頁)。 としている。

- ④ ラードブルフ「法哲学」田中耕太郎訳一六三頁。
- (5) of Jurisprudence, p.85, 1923)、と困っている。 者)を表示するものとして著作するが、そのような大望は、事の性質上、失望の運命にある」(Pollock: A First Book も法体系の全内容が、重複も交錯もしない、 分類された目録を作り得、 且つ、 その分類がそれ (法体系の全内容)筆 ポロツクは「法的規則の截然たる区分の困難なること」(八四頁)を述べ、更に「野心的な著述家というものは、

(A) 公益法人法の分類

体をなす組織を規定する法の相違により、財団的公益法人法と社団的公益法人法、(c)法人の目的たる事業を ついて国家が積極的に主導性をとる法であるか否かにより、公的公益法人法と私的公益法人法、 公益法人法は種 々の標準から分類できる。 本稿は次の点から分類を試みる。 (a)法人の設立、 (b) 法人の実 運営、 166

とを規定するか否かにより、実質的公益法人法と形式的公益法人法、(e)法人の組織権限に関する法規が民法 規定する法の差別により、文化的公益法人法と社会経済的公益法人法、(d)法人が公益事業を自ら直接行うこ

一般公益法人法と特殊公益法人法。

(a) 公的公益法人法と私的公益法人法

であるかその他の法であるかの相違により、

或はその事業の社会的影響が大きい点、或は公益法人の法的機能の重要性などに目をつけた国家が法人を有効に 的公益法人法である。公益法人も民法法人だけの頃はその設立も解散も私人が自由になし得たのであるが、後に 特別法を制定することにより法人に対し積極的に国家の意思を強く反映せしめようとする立法である場合が公

を期待せられることは当然であるが、成果は必ずしも法人に対して国の特別な立法又は行政的干与によって挙る きであるというわけではない。そこには多分に政策の便宜がある。これは現在の公的公益法人が、 利用しようとするに至った。 公的公益法人は必ずしも理論的に、 勿論、 後に政治の必要に応じて国家の特別な支配保護を受けるに至った①こと、 法人が経済的に自立し得るまでの財政的援助を必要とする場合は多い。 かくて公共性の強い事業を行う法人の設立、 現在のような特別法をつくり、 その設立、 解散等の権限を国家の手に収め 廃止等を国家が 民法法· 併しそこに 初め 事業の成果 人の 自 私 ったので 、のは、 には公の 所

設文 は 人は設 法人の事業が公共性が強いということは直ちにそれが法人の設立、 支配が伴う。 法規にのみ従う。 は行政措置により積極的に規整する必要はないし、 られる対象が公衆であるということの二場合が考へられる。 事業が公共性を持つというときには、 いということ、又、それらの法人が公権力を持つべきであるとすることにはならないと云うことである。 郭団体が時代によって異動変遷していく②ことなどによって知られる。公益法人は目的団体であり、 法人として生誕し、 解散するということ。 人が 立に際しては公権力による強制があったが、その活動に際しては公権力と直接関係はなく、 生来的に、 従って公権力に親しまない文化的事業の如きは殊更に深い配慮を要する。ここで注意したい なお、 その生存のために、 公益法人の実体たる団体の成立については二の基本的観念があるのではなかろうか。 後者の場合に於ての公的公益法人の意思が、 事業の主体が国家公共団体等の公権力団体であるということ及事業の向 任意に団体を結ぶということ、 又その事業主体に公権力を持たせる必要もない。 後者の場合、 解散等につき国家の積極的支配を必要としな 他は、 その事業主体を必ずしも国家が立法又 法人以外の者によって与へられたとい 国家が公益意図に基 その規定する 公的公益法 法人の

167 -

公益法人法論

う意味において財団的性質が強い**③**。 工会議所の如きである。 但し、公的社団法人の例がないわけではない。 例へば、日本赤十字社、 商

(イ) 公的公益法人法

公的公益法人法というのは、

必要とし、その序列の最下位に私人を置く。公的公益法人の設立廃止等には国家の特別の支配力が及び、私人又は 国家が積極的にイニシヤチーブをとらうとするものを指す。 政治社会に於てはその秩序を維持するため に 統 制

特別法を制定するか政府の特別の措置により、公益法人の設立、

運営、

廃止等を

その機関は任意に之に反し得ない。しかし設立された法人の法的活動は私人と同一の地位に置かれ法令の う。然しそれにも拘らずできるだけこの分野に公の力が入ることは避けなくてはならない。 及国家の必要度が高い場合、 なければ他の私人に対して公の義務を課し得ない。例へば、商工会議所が、会員以外のものに対しても法律 産を行い得る立場、 工会議所法一二、一三等)上の負担を課し得ることになっているが、この義務違反に対しては最終的強制力 の如きである。公益法人がその機能を最もよく発揮するためには、 しかも、 公の財政的援助を必要とし、それがやがて「公の支配」を引き起して来 時の権勢とはなれた自主的立場で行うのが最も必要である。唯、事業に対する社会 自由な創造力に富み、多量良質の公益 斯る観念は次の理 る で 規 あ がな の生 (商

る。「公」的性質が強いという理由の下に、立法又は行政機関か、それを機関視することは、 れなければならない。 (ロ)法人に対する公金の交付、貸与又は法人の理事機関に監督庁の所属吏員が参加することは、やが 併し、 法人はそれ自体自己の目的と活動を持つ自主体であって、 単なる国家機 法人格を有名無実 関

(イ)公益法人も他の法主体と同様、国法秩序の一項としてその行動は国法の意図するところに向

ح

は

ろ

168

その場合にも、あく迄かかる公の力が法人の意思決定を左右する程に又は左右するために干与するのであっては

ならない。却って法人の創造的、自主的活動を支援する意味においてのみ認めらるべきである。 この部類に属するものは放送法、 日本育英会法、 私立学校振興会法、 社会福祉事業振興会法、

日本赤十字社

法 商工会議所法、所謂外郭団体に対する行政法規などである。

(口) 私的公益法人法

て来るブールのような役目をする。ここで後者の公的色彩は薄められるが、必要があればその中の何れかがまた 公的公益法人法以外のものである。 私的公益法人は公的公益法人に常に先立ち、源泉をなし、又後者が還流し

私的公益法人法の主なものは、宗数法人法、私立学校法、社会福祉事業法、民法などである。

民法の社団法人日本放送協会、社団法人日本赤十字社、財団法人大日本育英会が夫々特別法による日 本 放 送 協

特別な色を帯びて流れ出る。

1

- 2 文部省関係の民法法人で「外郭団体」と謂はれるものは、昭和十九年当時凡そ二八(文部省関係許可認可等塩時措置 日本赤十字社、日本育英会になった。
- 年当時三、であるとされる。 **令施行規則四、** 四参照)、 昭和二七年当時は凡そ三八(同上の改正規則二、1参照)、昭和二八年当時七、

昭和二九

1

3 見地から法人を理解するときは、法人の解散事由としては、唯国家の手による解散あるのみ」(原田慶吉、前掲書三五 「法律が、法人の設立をなし解散をするのは、多く財団的法人にある。財団法人の性質から来るのである。営造物的

公益法人法論(二)

169

五法人注論

(b)財団的公益法人法と社団的公益法人法

民法の原則を変更しているものが多い。これは民法の二形態のみでは時代の要求に応じきれなくなったのでは いかと思う。民法法人の中にさへ、実際は民法の規定に拘らず、財団、社団の中間的性質を持つ組織がある。こ

民法は法人の組織形態について財団、社団の二種を規定しているに過ぎないが、民法以外の公益法人法は

あると考へられないこともない。裁判所も「寺院は民法の規定する社団又は財団法人と異なる特殊法人であるが 頁)とも考へられるが然し、公益法人法全般からみると社団若は財団が互に他の形態の一部を採り入れた立法が れについて「私法人には社団法人と公益法人たる財団法人だけしか存在しない」(実方正雄「商法学総論」五六

の性質の多いものに加うるに他の弱い性質(社団又は財団)を以てしたものも民法の財団又は社団に夫々含めて 1)一一二頁―一一八頁)も右の形態の存在を認められる。本稿では、これらを考慮して特に財団(又は社団) 二六、東高才下才民集一卷一二号二、〇二九頁)としたことがある。学者(例、我妻栄「民法総則」(民法

宗教の数義の宣布及儀式の執行を目的とし僧侶檀信徒基本財産を構成要素とする」ものである(昭二五、一二、

170

も民法の区分が実際の分野では崩れているのではないかと思はれたためである。これは多分に概会の明確を欠く 類別し、これを財団的、 社団的と呼ぶことにした。かかる区分をした理由は、根本には民法の考へ方に従いつつ

がその本質的立場を保ちながらも、 なお、互に他の長所を採り入れなくてはならない現実的事由の主なものは法 ことになり危険を含む。併し現実をみるとこの区分も止むを得ないと考へられる。立法に際して、

人の経済的基礎を維持する必要及両者共その存続発展に恒常性且つ機動性を持たしめたいという、 互に矛盾する

欲求から来るのではあるまいか。 しかも法人の設立者は自己の選択に従って財団、 社団、 何れの法人をも設立し

得るのである。 社団法人と財団法人との区別は法上厳格に取扱はない限りその必要性は薄れ、 厳格に区別するこ

とはやがて実際には両者の中間的性格のものが増すことになるか、 民法以外の公益法人法は立法で之を解決しようとしたのである。

又は社会の要求に副はない制度になるであろ

財団的公益法人法

5

財団的法人法は法人の設立者が、 設立の際指定した目的のために捧げた財産によって生ずる社会的活動を基調

とし もほぼ 散も出来ないし、 造物即ち財団法人の観 立者の意思を守るに強靱である。 にとっては既に第三者となった設立者の意思に拘束せられるところに特長がある。その性格は恒常的であり、 き込む意思こそ営造物観念の基底である―筆者)、 私人の意思でもって設立し得るものとされるに及んで私的 に立つ意思 それに法人格を与へようとする立法である。財団法人は限られた場合(例、民六八Ⅱ)の外は自主的 整い初めたのである。 (神の意思―筆者)に服従する人格者」なる寺院法上の営造物を、 設立者の意思に反して、 念が生れ、後、 かくて財団法人は かかる性格は 宗教改革以降は宗教的意味のない財団法人が生れ、 自己の重要な性格の変更も認められない①。 「外部の第三者の意思によって規律せられるキャラクタリスチ 「継続的な特別財産を備へ、 特別の使命に招致せら (外部より規律し、上より魂を吹 最初に与へられた、 **今**日 の財団 法 自己 人の実質 自己 に解 設 ッ 営

171

附行為の変更をなし得ることを認める規定を置くことである。「社団法人と財団法人との差異は寄附行為の補充 実には財団法人に対して二の重要な修正が試みられている。 一は設立者が寄附行為の中に、 将来その寄

か ク

格に基いて、

自己規律の力がない」(原田慶吉、

前掲書二〇頁―二六頁)。

斯る歴史と性格に拘らず、

公益法人法論

 $\frac{1}{2}$

に表現せられている」

(原田慶吉前掲書二六頁) と云はれる位、

財団法人は自己規律の力がない。然しこの性質

も社会的情勢の変遷のはげしい現時の要請に添い難い。 設立者も通常、 寄附行為の中にその変更規定を置き、

釈する。 を固くするために維持会員制度を置き、 督官庁も之を置くのを便宜とする。学者はこの規定によって寄附行為を変更するのは寄附行為の実行であると解 他は、 財団法人の中に意思機関的性格を持つ機関を置くことである。 会費を徴収する。このとき、それらの会員に対しては法形式的にはとに 例へば財団法人はその経済的基礎

団的性格を帯びて来るものであらう。

此の部類に属するものとしては私立学校法、

日本育英会法、

私立学校振興会法、

社会福祉事業振興会法などが

172

目

合、例へば評議員についても同様である。

かく、実質的には重要な範囲にまで特定事項に関する意思決定の権限を与へることが ある。

形式的には、

斯る方法も勿論寄附行為の実行とされ得るが、事実は社

維持会員以外の

場

(#) 社団的公益法人法

的 社会的必要に応じて活動が出来るけれど、 社 組織の変更又は解散などの自律性を有する点にある(民六九、六九Ⅱ)。 |団的法人法は社団の社会的活動機能に対して法人格を与 へようとする法である。 その運命は常に社員にかかっているため、設立者の意思は恒 このため、社団法人は機動 社団の特色は、 自己の 久 的 的

続を厳重にしたり、その或る条項の変更を禁止したりして、自治法規に硬性を与へようとする。 持たれがたい。 制限したり又は理事の重任をはかることによって設立者の意思を永く保とうとする。①財産的基礎を確立するこ かかる欠点を補うために、 実際には、 次のような方法を採り入れる場合がある。 回叉、社員数 ①定款変更の手 には

財産が恰も法人の主要な要素とすること等である。最後の例は社団法人日本放送協会が、後に財団

的性格を持つに至ったような場合、宗教法人が一定の物件を必須の構成要件とする(宗教法人法四)ような場合 民法法人にこの種の例は見かける。

この部類に属する主なものは日本赤十字社法、 商工会議所法、 自転車競技法、 小型自動車競技法などである。

1 erster halbband s.473 は、客附行為は、強行的な法の規定の反対がない限り、 客附行為と呼ぶ行為に依存する。 によって確定する」とする。 独民法(BGB)八五条は「財団法人の寄附行為はライヒ法又はラント法に因らない限り寄附行為 stiftungsgeschäfe これを解し Enneccerus-Nipperdey; Allgemeiner Teil des bürgerlicher

れは補充的には沿革が問題になり得る。かりに沿革が明確に言及していなくてもそれは民法にも準用される、と謂う。

173

(C)文化的公益法人法と社会経済的公益法人法

伴う必要のあるものなどは行い得ない。併し公益法人の行い得る事業の種類が現在の如きでなくはならないとい は制限がある。 うわけではない。それは主として社会的要請、強いて云へば政治が之を決定する。公益法人の行う事業は二の異 この区別は法人の事業の性質に基く区分である。公益事業の種類は極めて多いが、公益法人の行い得るものに 本来、 国家公共団体の行うべきもの若は現在行っているもの、 又は事業遂行に際して公権

業と名付けた。 に関するもので、主として所謂生存権的保障の獲得に向けられるものである。 で、これら事業は主として所謂自由権的保障の期待せられるものであり、他は、人たるに値する経済生活の向上 った性質のグループに分けられる。一は、真、善、美、聖等人の精神生活に関する謂はば文化的事業を行うもの 両者はその根底に於て公益事業という共通の地盤に立ち、 相互に依存するが、 後者を本稿では一応社会経済的事 原則的には各々そ

公益法人法論(二)

の原理を異にするものと思はれる。

(イ) 文化的公益法人法

分に個人及社会の自由な創意と活動に基いて生産せられ権力には最も親しまないものである。しかし、社会生活 法である。文化財は人類共同の知恵に基礎を置いて生産されたもので、本来公共的性質を持つ。しかもそれは多 技芸等文化財の生産分配を行う法人に関する

この部類に属するものは民法(三四)の所謂祭祀、

宗教、学術、

であって、国家から分与されて初めて之をなし得るというものではない。又この事業は特定の人又は集団のため 国家が之に参与するようになる。即ち公益法人の行う文化的事業は元来は人類自らのものとして持っているもの が複雑化し、 文化財に対する欲求の種類及品質の広汎化、高度化するにつれ、これを生産するために共同体特に

れに傍観的であってはならない。これに対しては、法人の自主性と創造性を尊重しつつ、まづ経済的援助を与へ 化財を生産し公平に分配することを義務づける。文化的事業と国家との関係が右の如くであるとしたら国家はこ 規模、目的を政治的に配慮するに過ぎない。社会は、国家に文化的使命を負はせることにより、多量、良質な文

のものではないし、

国家という政治体のためのものでもない。唯、

国家は社会の秩序維持の見地から斯る事業の

174

この種の部類に入る主なものは、 宗教法人法、 私立学校法、 放送法、 博物館法、 図書館法、 社会教育法による

民法法人法などである。

ることが要請せられる。

中) 社会経済的公益法人法

この立法に基く法人の事業は、人らしい生活をさせるために、人を貧困から救い、貧困に陥るのを防ぎ、更に

経済生活のよりよき発展を期そうとするにある。救貧の施策は近代社会以前の国家、 現代の国家はそれを義務として行はなくてはならないとされる。国家は社会経済的事業を推進 社会に於ても権力者の恩恵

することを一の使命として自覚し、一般社会も亦そこに国家の存在理由の一つを見出す。 しては一歩後退して保佐すべきであるが、社会経済的事業に対しては一歩前進して支援すべきである。 として行はれた。 国家は文化的事業に対 しかし、

国家は斯る任務を持つに拘らず能力の点から自ら全てを行い得ないし又、理論上も行うべきではないと考へられ

ている。それはまづ、

財政的理由に於て、

国家の収入には限度がある。しかるに保護を受けなければ生活の出

を害しない限度までは干渉しないのが正しい、 の経済力を有効適切に使用する力が欠けている。次に、資本主義国家は、 ないか又はその段階に転落しそうな階層が余りにも多い。 敗者が再び競争の場に立ち得ないと認められたとき初めて 又、国家機関のみの仕事としては、 個人間の経済的自由競争は公共の福 多額ならざる国家 国 家は

らの力によって生れたのであるが、今や国家はその任務を担うものとしてその機能が確認されたのである。 の部類に属する主なものは、 社会福祉事業法、 日本赤十字社法、 日本育英会法、 私立学校振興会法、

社会経済的公益法人の事業は、多くは、

斯るもののために社会の中か

ら自

175

助力の手を差し出すべきだと考へる。

祉事業振興会法、 $\frac{1}{d}$ 形式的公益法人法と実質的公益法人法 商工会議所法などである。

この区別の標準は法人が自ら直接に公益の生産、

公益法人法論

合がある。 益法人は元来、自ら公益の生産分配を行うものの名と思はれるが法人には生産、 般に福祉に対する欲求の量、 質が増加すると、このため技術の精密化、 分配事業を行うよう規定してある法であるか否かである。 分配の技術や資産を持たな ひいては事業構成の必然的

公

の一部分のみ持つ法人が他の公益事業と恒常的に相互に深い関連を持ちながら、 その財産的又は技術的援助を行 徐而

尨大化、分業化が要請され、事業費はこれがため相当量必要になる。このとき、

資産又は技術のみ、

又はそれら

う場合はそれに公益性ありと認めても差**支**えあるまい。 ない。例へば同一主体によって公益事業と収益事業とを行う場合はこの分類には入らない。 受持つ事業は、 別個の主体によって行はれ、 しかも両主体は公益の生産分配という点で深い関連がなくてはなら 勿論公益の生産分配事業とその資金を与へ又は技

此 の 種の法の規定するところは他の公益事業のために、常に密接不可分の関係に立って物質的、

3

形式的公益法人法

目的とする法人の組織、権限に関する。

形式的公益法人の援助の対象は必ずしも常に特定の公益事業主体に限

技術的

援

助

176

を直接公益事業のために支出すべきであり、当該法人が他の事業体の機関化しないように、 原由は事業の分業化又は公益法人の社会的機能の利用化である。従ってその事業の実施に当っては大部分の経 らずしかも公益法人とされる所以は、その目的たる事業が公益事業と常に密着しているからである。その発生の ないが、 援助は継続的に事業として行はれなくてはならない。形式的公益法人が公益の生産分配をしないの 叉反公益的方法によ に拘

はしい多くの危険分子をはらんでいる。併しそれにも拘らず、公益法人法立法の新しい動向の一つを示すとも云 って収入を図ることのないように常に配慮すべきである。 形式的公益法人が本質的に公益法人であるか否かは

凝

ひ得る。

競技法、 の種 共同募金会に関する社会福祉事業法、宗教団体、 の部類に属する主なものは、 私立学校振興会法、 社会福 学校、文化団体の維持財団に関する民法の規定などで **礼事業振興会法、** 自転車振興会に関する自転車

(巾) 実質的公益法人法

形式的公益法人以外のもので、大部分の公益法人法はこの部類に入る。

(e) 一般公益法人法と特殊公益法人法

法人の組織権限に関する規定が民法である場合を一般公益法人法と呼び、民法以外の場合を特殊公益法人法と

四)と営利法人(三五)に区分した。民法法人の目的を「祭祀、宗教、慈善云々」としたのは「特ニ法人設立ノ いう。民法(三三)は私法人①の成立は法律の規定によらなければならないとし、更に内国法人を公益法人(三

目的中最も普通ナルモノヲ指示」②したのであるから、目的の点からみて普通一般のものと云い得る。更に立法

及ビ特殊ノ法人ニ関スル規則ノ如キハ之ヲ特別法令ノ規定ニ譲」④るとした考へ方は当初から一般に行はれたよ の体裁からみても「法人ニ関スル通則ヲ縟括シテ之ヲ民法中ニ掲グルノ主義ヲ採」③ったもので、

民法の「細則

177

1 「民法改正理由書」中、 第三三条を説明する文に「民法ニ於テハ公法人ニ関スル規定ヲ掲ゲザルヲ以テナリ」とある。

2 「民法改正理由書」中、 第三四条。 うである⑤。

- $\widecheck{\textbf{4}}$ 「民法改正理由書」中、第二章法人。
- 岡松参太郎「訂正再版註釈民法理由」上巻(明二九年) 七五頁

以上の通り公益法人法の分類を試みたが、 理論的にも実際的にも厳密な区別は出来なかった。 一つの理論を貫

こうとすると必らず何らかの矛盾に突き当る。

公益法人法論 (二)

公益法人法論(二)

(B) 公益法人法の体系

公益法人法の体系は、国法秩序におけるその位置と、公益法人法自体に含まれる規範の構造(その各部分が直

法人法の解釈、 ちに国法秩序につながるところの構造)とについて考察せられなくてはならないと思はれる。この仕事は、 分類と同時に初まり、それと共に終るべきものであらう①。従ってここではその概要に触れるだ

(a)国法秩序における公益法人法の地位

⑴公益法人法は他の組織体と同様②、公法私法の両分野に亘り規定せられる。まづこれを①公法上の面 行政庁が受動的に、即ち私人又は法人の申請を待って行う行為に、法人の設立の許可認可、定款の制定とそ 一からみ

の変更、借入金、

業務方法、予算、

解散、残余財産処分の認可若は認証、及び財産処分、財務諸表に対する承認

178

消したりすることがある。立法府も亦、公共性の強い事業又は公金の交付等の場合における、当該法人の役員の じたり、又法人の業務執行の監督、公金を交付若は貸与した場合の経理の監査、会計検査、又は特定の法人に対 などがある。更に行政庁が私人、又は法人の申請を待たず、主動的に行う場合に、特殊法人の設立準備行為を命 定款変更、 解散、 事業停止の命令を出したり、理事その他の役員を任免し、法人の設立許可を取

る。 合の監督又は、 法人は又法律に定めた登記義務を負い、税法は特定の法人、物件については非課税の扱いをする。 法人若はその役職員が法令に定めた義務を履行しない場合には刑罰行政罰を行い得る も (日) 私 のとす

事業計画、予算、資金計画の承認又は認定、使用料の承認の如きを行う。

司法府も法人の合併、

散の場

法の面について。法人は設立、

構成員の決定、

機関の任免、

業務の執行解散等につき上記公法上の制限がない限

自由になし得る。 勿論、 法人が例へば収益事業を行うような場合は、 商法その他の私法及び公法の適用を受け

ることは云うまでもない。

.民法の法人に関する規定と、他の公益法人法とは一般法(又は普通法)と特別法の関係に立つ。この点につ

沿革的にも民法から他の公益法人法が派生した点及

民法の規定を他の公益法人法が準用している点などから斯う考へられる。

いては既に考察したが民法が私法に於ける一般法である点、

⑶公益法人法はその相互間及諮他の国法との間に於て、公益の生産分配を行うという点から互に目的手段の関

係に立つ。 例へば之を文化的公益法人法についてみても、 憲法は個人の精神生活の自由、 向上のため に文化 財の

生産分配を積極的又は消極的に保障し、これを具体的に実現するために文化的公益法人法を制定し、

存在を認める。 各法人は更に之を具体化するための自治法規を制定して、その目的を実現しようとする。

d 公益法人法の構造 推進のために、

財政的援助を与へ、

収益事業の経営を認め、

更に、公的、

私的若は形式的、

実質的形態

0

法

179

この事業の

と聯関をもつ。この内部構造は法令と共に当該法人の自治法規が之を規定する。 社団

公益法人法は組織法として、その構成要素が内部において相互に関係を持ちつつ同時に、

その各々は国

]法秩序

(1) 法人の実体をなす団体の組織は種々あるが、 今はその基本的なものとして社団及財団についてみる。 (1)

は設立者が財産を寄附すると共に法人の意思の方向を確定する。 性質が強 は社員により構成せられるが、公益法人法はその強制加入を認めない。 社員は社費その他の金品等を出捐し法人の意思機関たる社員総会に出席議決に加はり得る。 従ってこれには意思機関はない。 脱退も任意である。 かくて社団は 財団に於ては (II) 私 以財団 法的

公益法人法論 (二)

ノインコニノコス前(1

財産は不可欠の存続要件である。

問 ②公益法人は各て自治法規を持たねばならない。自治法規は法令に違反しない限りにおいて法的効 機関等の設置を法は、 或は必要とし或は任意とする。 カ を 持 0

社団、財団共に理事機関を持ち、

理事の任免、

権限等を規定し、

監査機関、

济

更し得るに反し、 ③。自治法規には上下の効力を持つ複数の規程があり得る。 財団法人のそれは制限せられている。 一般に社団法人の自治規定は法人が任意に内容を変

本財産(又は基本金)の如く区別して管理すべきものとし、 ③法人の資産及経理について。法人は一定の資産を有つ。 これを、特定の種類の法人については通常財 後者の処分運営については所轄庁が特別 な監 産と基

付又は貸与すべきものとするものがある。支出については国の会計検査が行はれる外は、多くは監督庁への報告

寄附金品、社費、

事業収入などが主であり、又、

法律が当然公金を交

180

る。

法人の収入は各法人によって異るが、

の義務を負う。

によって法人の国法秩序における位置と法人の構造が多少変動するものと思はれる。 るものとするものと、 四国家が必要に応じて設立解散をなし得るものとする二があってその何れに重点を置くか

以上、法人の実体に対する考へ方に、別私人が任意にいはば自然権に基くものとして、団体を設立、

解散し得

1 (G. Radbruch: Einführung in die Rechtwissenschaft ss. 242-248)°

(3) 2 私法の部分が重なり合っている」 サルモンドは autonomy law としての bye-laws が英法に反しない限りに於て法的効力を持つ (Salmond;Juris: H・ミツタイスは独乙法における国家又はその部分団体のような人的団体についてであるが「団体法の領域は公法と (H. Mitteis: Deutsches Privatrecht, kap. 10, s. 37) 心情のレニの

prudence, 7th ed. p.98)) としている。